

浜田市石見神楽大阪・関西万博公演実行委員会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、浜田市石見神楽大阪・関西万博公演実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

（目的）

第2条 実行委員会は、浜田市が誇る伝統芸能「石見神楽」の魅力を国内外へ発信するため2025大阪・関西万博において石見神楽公演を実施し、浜田市で受け継がれる「石見神楽」や「石見神楽を支える伝統のものづくりと文化」の更なる発展と保存・継承につなげるとともに、石見神楽を活用した観光振興を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 方針および計画の策定に関すること
- (2) 上記計画に基づく事業の実施に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第4条 実行委員会は、次に掲げる団体をもって構成する。

- (1) 浜田市
- (2) 浜田市教育委員会
- (3) 浜田市議会石見神楽振興議員連盟
- (4) 一般社団法人浜田市観光協会
- (5) 公益社団法人島根県観光連盟石見事務所
- (6) 浜田石見神楽社中連絡協議会
- (7) 金城町石見神楽社中連絡協議会
- (8) 旭町石見神楽保存会
- (9) 弥栄町石見神楽社中連絡協議会
- (10) 三隅町石見神楽社中協議会

（役員）

第5条 実行委員会に、次表のとおり役員及び委員を置く。

会長	1名	浜田市長
副会長	2名	浜田市議会石見神楽振興議員連盟会長 一般社団法人浜田市観光協会代表理事
委員	8名	浜田石見神楽社中連絡協議会から選出された者 金城町石見神楽社中連絡協議会から選出された者 旭町石見神楽保存会から選出された者 弥栄町石見神楽社中連絡協議会から選出された者 三隅町石見神楽社中協議会から選出された者 浜田市産業経済部長 浜田市産業経済部観光交流課長 浜田市教育委員会神楽文化伝承室長
監事	2名	一般社団法人浜田市観光協会事務局長 公益社団法人島根県観光連盟石見事務所長

(役員 の 職務)

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、その会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

3 監事は、会計その他の事務を監査する。

(任期)

第 7 条 役員および委員の任期は、第 2 条に掲げる目的が達成されるまでとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。

(報酬等)

第 8 条 役員および委員の報酬は無給とする。ただし、旅費等を支払うことができる。

(会議)

第 9 条 会議は、会長、副会長、委員および監事をもって構成し、会長が必要と認めるときは、専門的知見を有する者をオブザーバーとして出席させることができる。

(権能)

第 10 条 会議は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画に関すること。

- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 規約の制定および改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(招集)

第 11 条 会議は、会長が招集し、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第 12 条 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(専決処分)

第 13 条 会長は、実行委員会を招集するいとまがないときは、実行委員会で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを実行委員会に報告し承認を求めなければならない。

(ワーキンググループ)

第 14 条 第 3 条の事業の円滑な推進を図るため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、次のとおり構成する。

- (1) 浜田石見神楽社中連絡協議会から選出された者 2 名
- (2) 金城町石見神楽社中連絡協議会から選出された者 2 名
- (3) 旭町石見神楽保存会から選出された者 2 名
- (4) 弥栄町石見神楽社中連絡協議会から選出された者 2 名
- (5) 三隅町石見神楽社中協議会から選出された者 2 名
- (6) 浜田市観光協会から選出された者 1 名

3 ワーキンググループは、演出等専門的な事項を検討する。

(事務局)

第 15 条 実行委員会及びワーキンググループの業務を円滑に行うため、事務局を浜田市観光交流課（島根県浜田市殿町 1 番地）に置く。

(経費)

第 16 条 実行委員会の経費は、浜田市補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終了する。

(決算)

第 18 条 実行委員会の決算は、会計年度終了または事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

(解散)

第 19 条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(補則)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、令和 6 年 月 日から施行する。